

タイトル： (1)一般介護予防事業の推進(介護予防・重度化防止の推進)

第7期における具体的な取組

- ・「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。

2021(平成33)年度末までに高齢者人口1万人につき概ね10か所程度の開催をめざし、毎年度、新規立ち上げ目標数を設定し、段階的に目標を達成する。

2016(H28)年度末(実績) 404か所

2017(H29)年度末(見込) 474か所

2021(H33)年度末(目標) 約700か所

- ・「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出しやリハビリテーション専門職等の派遣による指導・助言・身体能力測定など、活動の場の立ち上げや継続のための支援を行います。
- ・「いきいき百歳体操」等に加え、口腔機能向上の取組みとして「かみかみ百歳体操」の実施を支援するとともに、栄養改善に関しても効果的かつ効率的に実施できる手法を検討していきます。
- ・「介護予防ポイント事業」に参加する高齢者がより一層増加するよう、活動施設等をできるだけ身近な場所に充実させるとともに、在宅の高齢者の生活支援活動にも「介護予防ポイント事業」の活動の範囲を拡げるなど、活動者が個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとにより身近なところで得意分野を活かした活動ができるよう支援します。

介護予防ポイント事業

活動登録者数 2020(H32)年度末(目標)8,102名

活動者数 2020(H32)年度末(目標)3,400名

進捗状況

- ・介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場の推進にあたっては、平成28年4月から「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施しています。
- ・また、平成30年4月には、「通いの場」の開催か所数の更なる増加に向けて、より多くの高齢者が「百歳体操」に興味を持ち実践していただけるよう、吉本興業株式会社と共同で、これまでの「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」に加え、認知機能向上に効果がある「しゃきしゃき百歳体操」を収録した新たな「百歳体操DVD」を作製しました。
- ・さらに、「いきいき百歳体操」に加え、口腔機能向上の取組みが効果的かつ効率的に実施できるよう、平成30年4月から「かみかみ百歳体操」を実施するグループに対し、歯科保健専門職を派遣し、活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施しています。

「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場:669か所

・介護予防ポイント事業については、活動者が個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとに、より身近なところで得意分野を活かした活動ができるよう、平成30年4月から活動場所に保育所を追加し、さらに同年7月からは、在宅の高齢者の生活支援活動を追加しました。

・活動登録者を増やすため、区広報紙や市営住宅だより等で広報周知を行うとともに、毎月5回市内各所で登録時研修を実施しています。

・また、活動者を増やすため、次の取り組みを行っています。

- ① アンケートにおいて、「自分から受入施設へ直接連絡することに抵抗がある」との意見が複数あったことを踏まえ、活動登録者自身が施設へ直接連絡することに不安を感じる場合には、受託事業者が活動登録者と施設の連絡調整を実施することとし、その旨をポイントリレー通信等で周知。
- ② 施設行事の開催に向けて多くの活動者が必要な場合、受託事業者から当該受入施設近隣に居住する活動登録者へ活動案内・勧奨を実施。
- ③ 受入施設にて登録時研修を開催し、研修終了後、施設見学及び次回の活動予約を一連の流れで行い、速やかな活動につながるようマッチングを実施。
- ④ 活動登録者向けアンケートを実施する際、一部の区において登録以降活動実績がない方を抽出し、活動内容等の希望を把握するためのマッチングシートを同封し、活動登録者の希望に沿った受入施設を紹介。

活動登録者数：3,159名

活動者数：1,124名

進捗状況に対する評価と課題

・「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある体操・運動等に取り組む住民主体のグループ（通いの場）は着実に増加していますが、より多くの高齢者が身近な場所で介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場に参加できるよう、引き続き「通いの場」の立ち上げの支援を行っていく必要があります。

・また、立ち上がった「通いの場」における活動が継続できるよう、物品の貸出条件の見直しや新規参加者への啓発活動などの継続支援にも合わせて取り組んでいく必要があります。

・「介護予防ポイント事業」については、活動登録者数や受入施設数に一定の増加があるものの、活動者が半数に満たないことから、より多くの活動登録者が身近なところで得意分野を活かして活動できるよう、現在実施している活動登録者と受入施設とのマッチングを質量ともに充実させるなど、活動者数が増加する取り組みを強化していく必要があります。

タイトル： (2) 健康づくりの推進 ア 生活習慣病の予防	
第7期における具体的な取組	
<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命のさらなる延伸を目標とする健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」に基づき、健康寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう症などの生活習慣病の予防に向けた取組みを関係機関と連携しながら進めていきます。 主に40歳から64歳の方を対象にして、地域に出向いた健康講座等による健康教育の実施、訪問指導、歯科保健等に関する健康相談等による個別支援を行い、生活習慣改善の動機付けとなる効果的な事業の実施に努めます。 特定健康診査の受診者のうち、血圧・血糖コントロール不良者に対しては、医療機関への受診勧奨や生活改善等の保健指導を実施し重症化予防に努めます。 がん検診の受診率向上に向けて、がん検診の重要性や受診日程等の普及啓発、個別受診勧奨を行うとともに、市民ニーズの高い夜間や休日開催の拡充など受診し易い環境整備に努めます。 骨粗しょう症予防の啓発と早期発見のための骨粗しょう症検診の受診勧奨に努めます。 	
進捗状況	
<p>生涯を通じた健康づくり及び生活習慣病対策として、保健師、栄養士等による地域に出向いた健康講座の開催、保健師等による訪問指導事業、栄養士による食生活習慣改善指導事業、健康相談等を実施しています。</p> <p>さらに生活習慣病重症化予防として、特定健康診査等の受診者のうち、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた方に対しては、医療機関への受診勧奨と生活習慣改善のための保健指導を実施しています。</p> <p>これら取り組みに加えて、地域診断に基づく地域の特色を反映させたリーフレットやポスターを区独自に作成しています。さらに大阪市域全体を対象に健康づくり啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や市立施設へ掲示し、健康に関する知識の普及に努めています。</p> <p>がん検診受診率の向上に向けて、関係団体等と連携した受診勧奨を始めとする各種取組みの効果もあり、大阪市がん検診受診者数が前年度比約9%増となりました。</p> <p>骨粗しょう症検診については、がん検診事業と併せて実施してきた受診勧奨効果が功を奏し、受診者数が前年度比約8%増となりました。</p>	
【平成30年度実績】	
・地域健康講座(壮年)	1,114回 24,526人
・訪問指導事業	1,482回
・重症化予防対象者への受診勧奨・保健指導	3,573人
・食生活習慣改善指導事業	158回 3,671人
・健康相談	534回 7,066人
・骨粗しょう症検診	293回 17,769人

進捗状況に対する評価と課題

- ・地域健康講座では、地域の保健衛生統計等の健康情報をわかりやすく示した区独自の啓発媒体を作成、使用するなど充実した普及啓発を実施しています。
- ・訪問指導事業の対象者は療養上の保健指導または介護保険給付以外のサービス調整が必要な者、健康管理を要する介護家族等としており、適切に対象者把握を行っていることによるものと考えています。今後も対象者の把握に努めていきます。
- ・高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた者を早期に医療につなげていくために、今後も未受診者に対する効果的な受診勧奨を行っていきます。
- ・がん検診及び骨粗しょう症検診については、平成 30 年度の受診者数が大幅に増加していることから、これまでの取組みの成果が現れていると評価できます。
- ・今後も、がん検診及び骨粗しょう症検診の受診率を引き続き向上させていくためには、より効果的な啓発活動の実施が必要と考えています。
- ・がん検診及び骨粗しょう症検診の重要性や受診日程等の周知啓発を行うとともに、早期発見・早期治療を推進するため、受診機会の拡充や受診しやすい環境を引き続き整えていきます。

<p>(2) 健康づくりの推進 タイトル： イ こころの健康</p>
<p>第7期における具体的な取組</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスについての知識及び気分転換の方法等に関する知識の習得は、抑うつや不安等の心理的苦痛を減らすことに役立つことから普及啓発に努めます。 ・ うつ病、アルコール依存症等のこころの病気について、関係機関と連携しながら病気の知識や予防の普及啓発を行うとともに、健康相談を進めていきます。
<p>進捗状況</p>
<p>市民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、市民の精神保健福祉の向上や各種精神保健福祉施策の円滑な推進等が期待できるため、大阪市こころの健康センターにおいて、こころの健康講座等の市民講座を開催しています。また、各区においては、精神科医師による精神保健福祉相談を実施し、保健・医療・福祉の広範にわたる相談を行うとともに、必要により家庭訪問を行っています。加えて自殺はうつ病等の精神疾患との関連性が深いと考えられており、その背景には経済問題その他多くの要因があることから、うつ病者を支える家族を対象とした家族教室を開催する等、総合的な自殺防止対策に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康講座 5回開催(197人) ・うつ病家族教室 15回開催(91人) ・精神保健福祉相談 延185人 ・ゲートキーパー養成研修 11回開催(延946人) ・自死遺族相談 37回(延96人)
<p>進捗状況に対する評価と課題</p>
<p>精神障がい者に対する正しい理解に資するため、精神障がい及び精神疾患等についての市民講座等を開催しているところであるが、精神保健福祉に関する正しい知識の普及が十分とはいえない。今後も継続して市民講座等を開催し、市民の精神保健福祉に関する理解をさらに深める。また、「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」に基づき、啓発・予防、人材育成、ハイリスク者(自殺未遂者、自死遺族、うつ病)対策及びきめこまかな相談支援事業等、包括的な自殺支援を推進する。</p>

タイトル： (3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり
ア 高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者が地域活動に参画していくための「地域デビュー」支援を続けるとともに、「地域デビュー」した高齢者がこれまでに培った知識や経験、技能等を活かし、さらなる地域活動の担い手として積極的な参画が図られるようめざします。
- ・ 地域において高齢者が健康で安心して暮らせるための支援体制を整備する中で、高齢者・団塊の世代を対象とした研修を充実させ、高齢者の相互支援が可能となるような仕組みづくりを進め、高齢者を支えるネットワークに高齢者自身の参画が図られるようめざします。
- ・ 高齢者が長年にわたり蓄積してきた知識や技能を生かして、地域における団体やサークル活動等の市民ボランティア講師として活動できるよう生涯学習インストラクターバンク等への登録を推進し、高齢者によるボランティア活動を支援するとともに、一層幅広い社会参加活動を支援します。

進捗状況

- ・ 仕事や趣味、市民活動等で培った優れた知識・技術・技能をもち、指導実績のある人、もしくは各種資格をもち、指導経験のある人でボランティア活動に意欲がある市内在住又は在勤者を、市民ボランティア講師（生涯学習インストラクター）として登録し、学習活動を進める市民グループ・サークルに紹介することにより、市民相互の自発的な学習活動を支援することを目的に実施しています。

（平成30年度実績）

生涯学習インストラクター登録者数 519 人 紹介件数 480 人 成立件数 190 人

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 生涯学習インストラクター登録者の積極的な参画が進んでいます。引き続き活動機会の拡大を図ります。

タイトル： (3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり イ 生きがいづくり支援のための基盤整備
第7期における具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズを踏まえて、生涯スポーツの振興を推進するとともに、高齢者に対する学習機会や情報の提供等の施策を通じて市民主体の生涯学習を推進します。 ・ 「老人福祉センター」において高齢者の生活に関わる各種相談をはじめ、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供や老人クラブ活動への援助を行うことで、地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進しています。 ・ 老人福祉センター等の施設や老人クラブ等の組織が、情報発信機能を発揮し、連携を図っていくとともに、高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加促進の支援を進めていきます。 ・ 大阪市シルバー人材センターにおいては、より多くの高齢者が社会においていきいきと活動できるよう就業情報提供機能の充実を図り、社会のニーズに対応した就労機会の拡大に努め、個々のニーズに応じた就労機会の提供に努めていきます。
進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツセンター等において、施設を管理運営する指定管理者による、地域のニーズに応じたスポーツ教室の開催のほか、高齢者を対象としたプールの利用料金の割引など、生涯スポーツを推進しています。 ・ 生涯学習センターにおいては、生涯学習にかかわる情報提供や学習相談、さまざまな学習機会の提供を行っています。 ・ 生涯学習ルーム事業においては、学習機会の提供を行い、学びを通して教育コミュニティづくりへの参画を促進しています。 ・ 高齢者に関する各種の相談に応じ、高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とした「老人福祉センター」の管理運営を行っています。 ・ 地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織である「老人クラブ」に対する支援を行っています。 ・ 就業を通じて高齢者の生きがいづくり、社会参加を進めることなどを目的にシルバー人材センターが行っている高年齢者就業機会確保事業に対する支援を行っています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・生涯スポーツの推進については、高齢者も参加できるスポーツ教室を数多く開催しており、高齢者の社会参加やいきがづくり、また介護予防に寄与しているものと認識しています。
- ・現代的・社会的課題からいきがづくりにつながる内容まで、幅広い学習機会を提供できています。引き続き市民の主体的な学習活動を支援していきます。
- ・老人福祉センターでは、高齢者が活動できる機会や場所を提供することで高齢者のいきがづくりや社会参加を支援する機能に加え、地域福祉活動の拠点として、世代間交流、ボランティアの育成などに取り組んでいます。
- ・引き続き「地域デビュー」した高齢者が、地域福祉活動の担い手として積極的に参画できるように、高齢者自らが地域で活動できる機会や場を提供していく必要があります。また、より多くの高齢者が地域福祉活動の担い手として活動していただけるように、地域特性に応じた運営や事業を実施する等、多様化する高齢者のニーズに対応しながら、地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たしていく必要があります。
- ・老人クラブは、全国の老人クラブや老人福祉センター等の施設と連携しながら、地域のニーズに応じたさまざまな活動展開を行うことで高齢者同士の交流を通じたいきがづくり活動の機会提供を進めています。
- ・今後は、多様化する高齢者のニーズに対応するため、より一層、情報発信機能を発揮するとともに、連携を強化していくことが必要で、本市としても、その活動を引続き支援していくことが必要です。
- ・シルバー人材センターへの支援を通じて、一人でも多くの高齢者にニーズに応じた就労機会の提供ができるよう努めてきました。
- ・今後は、国の施策を踏まえ、多様化する高齢者のニーズに応じた就労機会の提供を支援していくことで、高齢者が生涯現役として社会参加をすることができるような環境づくりを行う必要があります。

タイトル： (4) ボランティア・NPO 等の市民活動支援

第7期における具体的な取組

- ・ ボランティア活動に参加していなかった層へも働きかけ、新たなボランティアの担い手を発掘する仕組みづくりや、企業や大学などと連携したボランティア活動の需給調整等を行うことにより、福祉ボランティア活動の拡大を図ります。
- ・ 市民、企業等からの寄附を区政推進基金（市民活動団体支援型）に積み立て、これを活用して、市民活動団体が行う公益的な事業に対する助成を行います。
- ・ 市民活動総合相談窓口で市民活動に関する全般的な相談に応じたり、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信するなど、市民活動が活性化し、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援しています。
- ・ 各区では、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取組みを進め、連携を図ることにより一層の市民活動の推進をめざします。

進捗状況

- ・ 市民、企業等からの寄付金（区政推進基金（市民活動団体支援型））活用し、市民活動団体が行う公益的な活動を助成しています。
- ・ 大阪市における市民活動の活性化に向けて、市民活動にかかる様々な相談への対応、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」を活用した市民活動に役立つ情報の収集・発信などに取り組み、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援しています。
- ・ 大阪市ボランティア・市民活動センター、大阪ボランティア協会等、様々なボランティアのニーズに合わせた相談窓口での需給調整（コーディネート）を実施しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 市民活動の活性化に向け、様々な支援策を実施していますが、各支援策に関する存在及び有用性についての認知度が低く、十分に活用されているとは言い難い状況となっており、引き続き、様々な活動主体が活発に活動し、多様な協働（マルチパートナーシップ）に向けて、市民活動の支援策が活動主体に広く活用されるよう、各支援策の有用性及び認知度の向上に取り組む必要があります。
- ・ 市民活動にかかる様々な相談ができる場（相談窓口）を提供し、引き続き、「人材不足」「資金不足」「連携相手の不足」等の市民活動団体の活動上の課題に対するサポートや、各相談窓口の特色を生かしたボランティアの需給調整を行うことにより市民活動団体等の活性化及び推進を図ります。

タイトル： (I) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

第7期における具体的な取組

- ・ 介護の担い手のすそ野を拡げる取組みを推進し、高齢者の個々の状態やニーズに応じて必要な介護予防・生活支援サービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・ 高齢者の多様な生活支援ニーズに的確に対応するため、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人等の多様な主体による多様なサービスを充実できるよう取り組みます。
- ・ 地域にお住まいの高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援の担い手として活躍する、地域における住民相互の支え合い、助け合いの地域づくりを促進できる効果的な取組みについて検討します。

進捗状況

- ・ 生活援助型訪問介護サービス(基準緩和型)の担い手を養成して安定的なサービス供給を行うことを目的として、平成28年度から「生活援助サービス従事者研修」を実施しています。
(令和元年9月末時点において854名の養成を行いました。)
- ・ 生活支援体制整備事業において、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス(資源)の開発に取り組んでいます。(平成30年度協議体76回開催、ワーキング87回開催)
- ・ 平成30年7月から、地域の元気な高齢者が生活支援を必要とする高齢者等に対し、自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う「住民の助け合いによる生活支援活動事業(モデル事業)」を生野区、東成区で開始し、同年10月から住之江区(南港地域)を追加し、3地域において、受託事業者と協力しながら、各地域の居宅支援事業者や地域団体等への説明等を行うなど、利用者及び活動者の確保に取り組んでいます。
- ・ 令和元年6月には、既に他の訪問型サービスを利用している方でも本事業を利用しやすくし、サービス等の選択の幅を拡げるため、他の訪問型サービスと同月内で併用できるよう見直しを行いました。
- ・ さらに令和元年7月には、事業開始から1年が経過したことから、利用者や活動者、地域包括支援センター等へアンケート調査を行い、事業目的である「活動者の社会参加による生きがいづくり・介護予防」、「利用者の生活の質の確保・向上」、「住民の助け合い活動の推進による住民相互の助け合いの体制づくり」について事業効果を検証したところ、すべての項目において、本事業が有効であることを確認しました。

利用者数:28名(延べ利用回数376回)

活動登録者数:112名(活動者数:24名)

進捗状況に対する評価と課題

- 平成 29 年4月からの新しい総合事業の実施にあわせて、平成 28 年度より本研修事業を実施していますが、安定的なサービス供給が行えるよう、より多くの従業者の確保が必要であるため、市民の方や介護事業所への周知を一層図るとともに、より受講しやすい研修実施方法を検討していきます。
- 引き続き、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組めます。
- 事業の効果検証の結果、最も重要な「事業目的の達成状況」については、有効であると考えておりますが、現時点では利用（活動）者数が少なく、十分な効果検証が困難な状況であるため、より正確・客観的な評価が可能となるよう利用者数、活動者数の実績を増加させる必要があります。
- そのため、アンケート調査結果や利用ケースをまとめた事例集などを活用して、利用者に対し本事業の利用を提案する立場にある地域包括支援センター等に対し、引き続き丁寧な説明を継続するとともに、利用者が本事業の利用をよりイメージしやすくなるよう、わかりやすい事業周知用のビラを作成するなど、利用者、活動者の増加に向けた取組みを強化する必要があります。

タイトル： (2) 生活支援体制の基盤整備の推進

第7期における具体的な取組

- ・生活支援コーディネーターが地域ごとのニーズや資源状況、課題などを把握し、その結果を協議体において報告し、情報共有・意見交換を行うとともに、生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等を開催するなど、地域に不足する資源の開発に向けて取り組みます。
- ・生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行います。

進捗状況

- ・生活支援コーディネーターがアンケート調査や地域での聞き取り調査等を通じて把握したニーズや資源状況、課題などを協議体へ報告し、取組みの進捗状況の共有や意見交換を実施し、資源の開発を行っています。平成31年度からは受託団体から事業計画書の提出を求め、四半期ごとに検証・見直し等を実施しています。
- ・生活支援コーディネーター同士の情報共有や連携強化、知識の向上を図るため、生活支援体制整備事業連絡会(平成30年度6回、31年度(R1.9時点2回)・近畿ブロック政令指定都市社会福祉協議会生活支援コーディネーター実践交流会(平成31年度1回)へ参加し、外部有識者による研修(平成30年度2回)・包括ケアシステム関連4事業合同研修(平成30年度1回)を開催しています。
- ・不足する地域資源の開発について、生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズに対して、多様な活動主体による協議体及びワーキングの開催により実施しています。(平成30年度協議体76回開催、ワーキング87回開催)

進捗状況に対する評価と課題

- ・効果的に事業運営を行うため、受託団体より事業計画書の提出を求め、四半期ごとに検証・見直しを行い、PDCAサイクルに沿った取組みを進めます。
- ・高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進します。